

農福連携による障がい者雇用の創出を



下江 一将 議員
(21政会・加西ともて育つ会)



問 農福連携の進捗状況は。

答 令和元年度に農福連携研修会に参加された農業者から、福祉事業所との連携の相談を受け福祉部局を通じて調整しましたが、進展がない状況です。以降令和3年度も進捗はありません。

その他、神戸大学食支援センターのジャガイモを学校給食用に納入する際、福祉部局を通じて福祉事業所に依頼し、土を洗い落してもらおう取組をしています。

問 農福連携が進まない理由をどのように考えているか。

答 農福連携は、農業法人等が作業を手伝ってほしい時期や時間、人数、作業などと障がい者の方の希望や体調、障がい者に対する理解や支援方法などがマッチングして初めて、持続的な連携が成立すると考えます。継続的に双方の意見を集約、調整する役割を担う場所がないのが現状です。

また、一定した仕事量を希望されることも多く、農業は農繁期と農閑期で仕事量に差があり、農福連携が進まない一因と考えます。

問 農福連携のマッチングにはコーディネーターの存在が必要と考えるが、取組事例は。

答 自治体が就労支援センター協議会を立ち上げ、専任のコーディネーターが農業と福祉の相談窓口となり、マッチングや仕事の開拓、各種補助金の紹介をするなど成功事例があります。

問 農福連携事業を進めるに当たり国や県の補助制度は。

答 国は、障がい者が農業経営体で農作業等を行うため、環境整備や運営経費の支援や障がい者を雇い入れた場合に雇用助成金を支給しています。また、兵庫県では農福連携支援アドバイザーの派遣や研修会、優秀事例を選定するコンテストなどを行い、積極的に農福連携を推進しています。

今後はこのような制度について十分理解するとともに、より一層制度の活用を検討し、農福連携が実現するよう支援します。

意見 農業をきっかけとして障がい者の方が社会との接点が増え、地域での理解が広がり、また深まる、そして人手が足りない農業者の力にもなると考える。ぜひ農福連携を進めていただきたい。

儲かる果樹就農をめざす支援とは



佐伯 欣子 議員
(21政会・加西ともて育つ会)



問 果樹栽培の新規就農者の受入れ状況は。

答 ブドウ栽培で認定した新規就農者は、平成26年度1名、27年度1名、28年度5名、令和元年度1名、2年度1名の計9名です。いずれも市内6か所の果樹団地内で成木のあるブドウの木を引き継ぐ形で就農されています。

問 補助制度と就農計画について。

答 認定新規就農者に対する補助制度は、国庫100%の補助制度と国の要件を満たさない場合の市の単独補助があります。ど

ちらも市が定める基準を満たす就農計画を作成し、市の認定が必要です。認定基準は、就農後おおむね5年後に1人当たり労働時間1,800時間程度、主たる従事者1人当たりおおむね200万円の農業所得を達成できる計画です。

問 果樹、特にブドウは苗木を植えて収穫するまで数年が必要なことや新規のブドウ畑の確保の問題があるが、その対策は。

答 国の助成等を希望されない場合は仕事を辞めずに小さな面積から苗木を新植し、徐々に規模を拡大してブドウ農家へシフトすることも助言しています。また、JAのぶどう部会加入により、苗木の購入費やブドウ棚の新設、改修補助などの利用が可能です。ブドウ畑の確保として、農家の高齢化による離農や農地荒廃を防ぎ、就農希望者とつなげるため、

経営縮小や離農予定の方がいる場合は、経営規模の拡大や新規就農希望者とマッチングできるよう情報収集に努めています。

問 市外からの若者の定住就農の今後の見通しと対策は。

答 引き続きJAのぶどう部会やブドウ団地の代表者、ブドウ農家と連携、情報共有し、スムーズに就農希望者に引き継ぎができるよう努めます。また、ふるさと納税等で活躍されているグループの情報発信等も行っています。

要望 緑豊かな農業市として定住就農者を一人でも増やしていくことが、今後様々な分野で人をつなぎ儲かる農業へ進む第一歩である。農業が難しく食料自給率40%に満たない状況だからこそ、農業関係各所、行政がもっと連携協力を強め、地域の中で最大限に取り組んでいただきたい。